

## ベビーシッター派遣事業割引券等の所得税の取扱いについて

ベビーシッター派遣事業割引券、双生児等多胎児家庭育児支援割引券又は産前産後休業時育児支援割引券の交付を受けた従業員等がこれらの割引券を使用した場合、その割引金額のうち、割引券企業負担分は税務上、その従業員等の「給与所得」となり、それ以外は「雑所得」となりますので御留意ください。また、割引券1枚当たりの具体的な課税対象金額は次のとおりとなります。

なお、詳しくは所轄の税務署にご相談ください。

利用した割引券の種類	割引金額	お勤め先	課税対象金額	
			企業負担分 (給与所得)	それ以外 (雑所得)
ベビーシッター派遣事業 割引券	1,700円	中小企業 (*1)	850円	850円
		それ以外 の企業	1,140円	560円
双生児等多胎児 家庭育児支援 割引券	9,000円	中小企業 (*1)	4,500円	4,500円
		それ以外 の企業	6,000円	3,000円
	18,000円	中小企業 (*1)	9,000円	9,000円
		それ以外 の企業	12,000円	6,000円
産前産後休業時育児支援 割引券	1,700円	中小企業 (*1)	850円	850円
		それ以外 の企業	1,140円	560円

\*1 中小企業とは、企業全体の労働者数が1,000人未満の企業をいいます。

\*2 双生児等多胎児家庭育児支援割引券については、割引金額が9,000円（義務教育就学前多胎児3人以上の場合は18,000円）未満の場合、以下の取扱いになります。

- ・ お勤め先が中小企業の場合 （企業負担分）割引金額の1/2の額⇒給与所得  
（それ以外）割引金額の1/2の額⇒雑所得
- ・ お勤め先が中小企業以外の企業の場合  
（企業負担分）割引金額の2/3の額⇒給与所得  
（それ以外）割引金額の1/3の額⇒雑所得

## 1 利用者に対する源泉徴収

企業は、利用者からベビーシッター派遣事業割引券使用報告用半券、双生児等多胎児家庭育児支援割引券使用報告用半券又は産前産後休業時育児支援割引券使用報告用半券の提出があった場合、その利用した割引券に係る給与所得相当額を、その利用者に支給した給与として、源泉徴収を行うこととされています。

## 2 利用者への周知

利用者は、原則として所得税の確定申告（雑所得相当額）が必要とされていますので、その旨利用者に対し周知願います。

なお、給与等の収入金額が2,000万円以下である給与所得者であって、その者が1か所から給与等の支払を受けており、かつ、その給与について源泉徴収や年末調整が行われる場合において、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であるときは、原則として確定申告を要しないこととされています。

ただし、この場合であっても、個人住民税に関する申告が必要となる場合がありますので、個人住民税の申告については、利用者がお住まいの市区町村にお尋ねください。